

医療法人明輝会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員（常勤・非常勤）・・・取得率を共に10%以上にする

女性職員（常勤・非常勤）・・・取得率を共に100%にする

<対策>

- 令和3年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、全職員を対象として職場会議等の場において、パンフレットの配布やホームページ上での制度の周知
- 令和4年4月～ 育児・介護休業の休業の種別を問わず、取得希望者を対象とした相談窓口の設置

目標2：常勤・非常勤を問わず、階層別（管理職・一般職）のキャリアアップ研修を実施して、その受講率80%以上とする。

<対策>

- 令和3年4月～ 職員が受講を希望する研修内容を把握するためのアンケート調査の実施、検討開始
- 令和3年10月～カリキュラムの作成、研修講師の人选および受講希望者の把握
- 令和4年4月～ 研修開始

目標3：令和3年12月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ること）で取得できる制度など）

<対策>

- 令和3年6月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和4年12月～ 制度の導入、育児介護休業規程規定の変更による職員への周知